

## 改装等の工事中の消防計画作成(変更)届出書

平成 年 月 日

神戸市

消防署長 様

(管理権原者)

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ (印)

(防火管理者)

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ (印)

別添のとおり、工事中の消防計画作成(変更)しましたので届け出ます。

防火対象物	所在地 名 称	TEL
所 有 者	住 所 氏 名	TEL
工事施工者	住 所 氏 名	TEL
工事施工者の 統括防火責任者	住 所 氏 名	
工事の種別	・増築      ・改築      ・移転      ・修繕      ・模様替      ・その他	
工事期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
受 付 欄		経 過 欄

備考 1 欄は記入しないでください。

2 住所、氏名欄は、法人にあっては主たる事務所の所在地、名称、代表者氏名を記入してください。

3 届出書は2通(1通を「正」、他を「副」とする。)提出してください。

4 裏面の留意事項をよく読んで消防計画作成、届け出るとともに、これに従って工事中の防火安全に万全を期してください。

## 1 消防計画作成、届出上の留意事項

- (1) この消防計画は工事開始日の 10 日前までに所轄消防署予防査察係へ届け出て、指導を受けてください。
- (2) この消防計画は当該防火対象物の消防計画に基づき、工事中の防火安全対策を具体的に計画するものですから、工事施工関係者と十分協議をして作成、届け出てください。  
計画を変更するときも同様です。
- (3) 届出書には工事中の消防計画書並びに必要な応じて図面及び工事工程表等の資料を添付してください。

## 2 防火管理上の留意事項

- (1) 消防計画の内容を防火対象物関係者及び工事施工関係者に十分周知させ、工事中の防火安全に万全を期してください。
- (2) 各種作業に対しては、神戸市火災予防条例（以下「条例」と言います。）第 29 条に基づき、火災予防上安全な措置を講じてください。
- (3) 工事部分に持ち込む可燃物及び危険物は、最少限度にとどめ、かつ可燃物については、整理、整頓し、危険物については、条例第 4 章の規定に基づき、適切に取り扱ってください。
- (4) 工事用シートは、防災性能を有するものを使用してください。
- (5) 工事完成後の使用開始にあたっては条例第 52 条に基づき、防火対象物の使用開始の届け出を行うとともに所轄消防署の使用開始検査を受けてください。
- (6) 装飾物品、商品等の可燃物を搬入する場合は、消防用設備等を機能させ、常時、作動するよう維持管理してください。